

いわき市立保育所民営化移譲先法人選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市における保育所整備の方針に基づき、梅香保育園、愛宕保育所、植田保育所、好間保育所を社会福祉法人に移譲するにあたり移譲先法人を適切に選考するため、いわき市立保育所民営化移譲先法人選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

移譲先法人の選考に関すること。

前号に掲げるもののほか移譲先法人の選考に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、構成員（以下「委員」という。）10人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

保育に関し知識経験を有する者

経理に関し専門の知識経験を有する者

社会福祉施設に関し知識経験を有する者

保護者

いわき市保健福祉部長

前5号に掲げるもののほか市長が適当と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員及び委員会に出席した者は、委員会及びその活動を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部児童家庭課において処理する。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、所掌事務が終了するまでの間とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月10日から実施する。